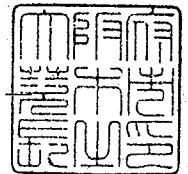


「茨木版共創」デザインブック作成等支援業務に係る
プロポーザル公告について

「茨木版共創」デザインブック作成等支援業務の委託契約について、次のとおり
公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 7 年 5 月 1 日
茨木市長 福 岡 洋



1 業務概要

- (1) 目的 茨木市（以下、「市」という。）では、市民、団体、大学、学生、民間事業者など、多様な主体との連携による課題解決や新たな価値を創造するための取組みが進んでいるが、市全体で効果的な共創施策を推進するにあたっては、本市の特徴を捉えた考え方や方向性を明確にする必要がある。
- そこで、市が共創施策を進める際の考え方をビジュアル化する「茨木版共創」デザインブックを、令和 6 年度に作成したデザインブックの骨子をもとに、民間事業者や大学など一層の連携が必要な主体との共創イメージも継続して検討しながら、令和 7 年度中にまとめるものである。
- (2) 業務名 「茨木版共創」デザインブック作成等支援業務
- (3) 業務内容 プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和 7 年 6 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 当該業務の予算額

7, 7 2 2, 0 0 0 円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで共創推進課宛に送信すること。

提出期限：令和7年5月12日（月）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 市民文化部共創推進課

E-mail: kyousou@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 共創推進課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/kyousou/menu/kouji/66808.html>

(3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市 市民文化部共創推進課（おにクルM2階）

ウ 提出期限：令和7年5月30日（金）午後5時まで

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

5 問い合わせ先

茨木市 市民文化部共創推進課 担当 的場、岡田

TEL 072-631-0277（直通）

E-mail: kyousou@city.ibaraki.lg.jp